

会場申込・使用上の注意事項

【利用の申込について】

- ・会場を利用する時は、あらかじめ当所へ利用申込をして、承認を受けて下さい。
TEL：0153-24-2062 / FAX：0153-24-2090
- ・会場の利用可能な時間は、9時から21時（準備・撤去も可能な限り時間内に収めること）
- ・下記の場合は事前に相談又は承認を受けて下さい。
 - ①当所の備品、音響等の設備を利用するとき
 - ②会場の設営を当所に依頼したいとき
 - ③事前準備や撤去に時間がかかるとき
 - ④会場宛に荷物の送付や大量に荷物を搬入するとき
 - ⑤利用時間外に会場内等で荷物を保管したい場合
 - ⑥会場を下見するとき
 - ⑦電気を大量に使用する場合
 - ⑧大きな音を出す場合
 - ⑨営業行為を行う場合
 - ⑩会場内に強く匂いが残る可能性がある場合
- ・会場の照明・音響を操作する場合はお客様でご対応をお願いします。（事前準備はいたします）

【遵守事項】

- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・駐車場は専用駐車場又は指定駐車場をご利用ください。
- ・ポスター、チラシ、案内等の場所（建物）の表記を「根室商工会館」としてください。
- ・建物または設備、備品を損傷、汚損させた場合は、速やかに当所に報告して下さい。

【禁止事項】

- ・喫煙所以外での喫煙（電子たばこを含む）
- ・ポスター等掲示物の無断掲示（壁柱、ガラスへセロハンテープでの貼付、画鋸の使用はお断りしております）
- ・建物または設備、備品を損傷、滅失する恐れがある行為
- ・使用会場以外にみだりに立ち入ること、屋上等の立入禁止区域への立ち入り
- ・当所の承認を得ない物品販売又は当館内での寄付金集め等の行為を行うこと
- ・当所の承認を得ないポスター、チラシ、案内等への「根室商工会議所」名義の無断利用
- ・その他、当所が貸会議室利用に適さないと判断する行為を行うこと

【会場の申込及び承認の取消】

下記に該当する時は、会場使用のお断り又は承認を取消とさせて頂くことがあります。

- ①使用目的が風俗または社会の公安を害すると認められるとき
- ②使用者が使用承認の条件または使用規程等に違反したとき、本所の業務遂行に支障をきたすと認められたとき
- ③商工会議所において公益を害する恐れがあると認められたとき、公益上やむを得ない事由を生じたとき

【損害賠償及び免責】

- ①使用者が建物または附属物もしくは備付け物件を損傷し、または滅失（故意過失を問わない）したときは当所の認定した損害額を賠償しなければならない。
- ②当会館のご利用に伴う、人身事故および物品・展示品等の盗難・紛失・損傷・破損事故等すべての事故については当所は一切の責任を負いません。